



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（人事課） 1
- 企業局事項**
- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 2
- 沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 4
- 病院事業局事項**
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 7

公布された条例のあらまし

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第41号）
 - 1 次に掲げる条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が改正され、部分休業制度が拡充されたことを踏まえ、規定を整備することとした。
 - (1) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）
 - (2) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）
 - (3) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）
 - 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとした。（附則）

条 例

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第41号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「1日につき2時間を超えない範囲内で」を「1日の勤務時間

の全部又は一部について」に改める。

- (1) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）第17条第2項
- (2) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）第18条第2項
- (3) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）第23条第2項

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第10号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第20条の10」を「第20条の12」に改める。

第 6 条 3 項 1 号中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。以下同じ。）」を加える。

第 8 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の 2 第 1 項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年沖縄県条例第 6 号）第 2 条の 2 に規定する者を含む。以下この項、次条、第18条第 2 号、第19条第13号、第15号及び第17号、第20条の 2 第 1 項並びに第20条の 3 において同じ。）」を削る。

第19条第15号中「第19条の 4 第 1 項」を「第19条の 5 第 1 項」に改める。

第19条の 2 第 4 項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第19条の 3 第 4 項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に、「第19条第 8 号の規定による特別休暇」を「第20条の 2 第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に改め、「当該連続した」を削り、「当該特別休暇」を「当該部分休業」に改める。

第19条の 5 を19条の 6 とする。

第19条の 4 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第19条の 5 とし、第19条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の4 管理者は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 管理者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、当該子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 管理者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第20条の2第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による育児部分休業の請求をしようとする職員は、4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分（定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、当該定年再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第20条の2第3項を削る。

第20条の10を第20条の12とし、第20条の6から第20条の9までを2条ずつ繰り下げる。

第20条の5中「前3条」を「前5条」に改め、「（平成4年沖縄県条例第6号）」を削り、同条を第20条の7とする。

第20条の4を第20条の6とする。

第20条の3第2項第2号を次のように改める。

- (2) 育児部分休業をしている職員が、前条の規定による変更をしたとき。

第20条の3第2項第3号を削り、同条を第20条の5とし、第20条の2の次に次の2条を加える。

（育児部分休業の承認）

第20条の3 前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（次項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 第19条第8号の規定による特別休暇又は第19条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 前条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全て

について承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児部分休業の変更を認める特別な事情)

第20条の 4 第20条の 2 第 2 項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における育児部分休業の承認を請求する場合の改正後の第20条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項第 2 号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

沖縄県企業局訓令第 5 号

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 9 月 30 日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年企業局訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「この訓令は、」の次に「沖縄県企業局の業務に従事する企業職員（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条第 1 項の企業職員をいう。）のうち」を加える。

第 8 条の見出し中「支給方法」を「支給」に改め、同条第 4 項中「支給方法」を「支給」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 会計年度任用職員が、法第 28 条第 2 項各号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、いかなる給与も支給しない。

第 20 条第 3 項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改め、同項 2 号中「前項第 7 号」を「第 1 項第 5 号」に、「沖縄県職員の育児休業等に関する条例第 27 条第 3 項の規定による」を「次条第 1 項の規定による同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」に改め、「連続した」を削る。

第 21 条を第 26 条とし、第 20 条の次に次の 5 条を加える。

(育児部分休業)

第21条 管理者は、1 週間の勤務日数が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日数が 121 日以上である会計年度任用職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下「育児部分休業」という。）を承認することができる。

2 前項の規定による育児部分休業の請求をしようとする会計年度任用職員は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

(1) 1 日につき、当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間（第 4 項において「基準時間」という。）を超えない範囲内

(2) 当該会計年度任用職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間を超えない範囲内

3 前項第 1 号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（次項において「第 1 号部分休業」という。）の承

認は、30分を単位として行うものとする。

4 前条第1項第1号の規定による無給の休暇又は同項第5号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない会計年度任用職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき基準時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児部分休業の変更を認める特別な事情）

第22条 前条第2項の規定による申出をした会計年度任用職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

（育児部分休業の承認の失効等）

第23条 育児部分休業の承認は、当該育児部分休業をしている会計年度任用職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該会計年度任用職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該会計年度任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 管理者は、育児部分休業をしている会計年度任用職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 育児部分休業をしている会計年度任用職員が、当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 育児部分休業をしている会計年度任用職員が、前条の規定による変更をしたとき。

（不利益取扱いの禁止）

第24条 会計年度任用職員は、育児部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

（この規程に定める事項以外の育児部分休業の取扱い）

第25条 前4条に定めるもののほか、育児部分休業については、沖縄県職員の育児休業に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認を請求する場合の改正後の第21条第2項第2号の規定の適用については、同号中「10」とあるのは、「5」とする。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第1号中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護する

もの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下同じ。）」を加える。

第8条第1項及び第3項中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。以下この項、次条、第19条第2号、第20条第13号、第14号及び第17号、第24条第1項並びに第25条において同じ。）」を削る。

第20条第14号中「第23条の2第1項」を「第23条の3第1項」に改める。

第22条第4項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改める。

第23条第4項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に、「第20条第8号の規定による特別休暇」を「第24条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業」に改め、「当該連続した」を削り、「当該特別休暇」を「当該部分休業」に改める。

第23条の3を第23条の4とする。

第23条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条第2項中「翌年度」を「翌年」に改め、同条を第23条の3とし、第23条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第23条の2 局長は、沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例第30条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 局長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、当該子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 局長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第24条第1項中「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による育児部分休業の請求をしようとする職員は、4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを局長に申し出るものとする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員等にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第24条第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(育児部分休業の承認)

第24条の2 前条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（次項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 第20条第8号の規定による特別休暇又は第23条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 前条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児部分休業の変更を認める特別な事情)

第24条の3 第24条第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると局長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

第25条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児部分休業をしている職員が、前条の規定による変更をしたとき。

第25条第2項第3号を削る。

第27条中「前3条」を「前5条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認を請求する場合の改正後の第24条第2項の規定の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を「通じて」に改め、同項第2号中「育児休業条例第27条第3項の規定による」を「次条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」に改め、「連続した」を削る。

第21条第1項中「であって1日につき管理者の定める勤務時間が6時間15分以上」及び「勤務日がある」を削り、「3歳」を「小学校就学の始期」に、「一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第3項中「生後1年に達しない子を育てる場合」を「無給の休暇」に、「同項第4号」を「同項第5号」に、「育児部分休業」を「第1号部分休業」に、「2時間」を「基準時間」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を「前項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業（次項において「第1号部分休業」とい

う。)の承認は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による育児部分休業の請求をしようとする会計年度任用職員は、4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休業を請求するかを管理者に申し出るものとする。

(1) 1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(第4項において「基準時間」という。)を超えない範囲内

(2) 当該会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内
第21条に次の1項を加える。

5 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休業(以下この項において「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第21条の次に次の1条を加える。

(育児部分休業の変更を認める特別な事情)

第21条の2 前条第2項の規定による申出をした会計年度任用職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると局長が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

第22条第2項第2号を次のように改める。

(2) 育児部分休業をしている会計年度任用職員が、前条の規定による変更をしたとき。

第22条第2項第3号を削る。

第24条中「前3条」を「前4条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認を請求する場合の改正後の第21条第2項第2号の規定の適用については、同号中「10」とあるのは、「5」とする。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1